



令和7年6月18日

各報道機関 御中

## 宮崎大学医学部附属病院救命救急センターが 宮崎県内で初めて「高度救命救急センター」に指定されます

この度、宮崎大学医学部附属病院救命救急センターは、令和7年7月1日付けで、宮崎県内で初めて「高度救命救急センター」に指定されることとなりました。

宮崎県には、三次救急医療施設（救命救急センター）が3箇所設置されているものの、特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な外傷や疾患等の診療を担う「高度救命救急センター」は設置されていませんでした。全国では高度救命救急センターの設置が進んでおり、36都道府県において50箇所が指定され、九州では4県5箇所が指定されており、本県においても高度救命救急センターの指定について検討を進められてきました。

その結果、県内3か所ある救命救急センターのうち、宮崎大学医学部附属病院救命救急センターが「高度救命救急センター」の要件を満たしていると考えられ、指定されることになりました。

今回の指定を受け、以下の通り、説明会を実施させていただくこととしましたので、取材についてご検討いただければ幸いです。

### 記

日 時： 令和7年7月1日（火） 16時～17時  
場 所： 宮崎大学医学部附属病院3階 第2会議室  
内 容： 救命救急センターのこれまでの取り組みと今後の展望について

※詳細については、別紙をご参照ください。

#### <お問合せ先>

担当：宮崎大学医学部 総務課企画係（福島）

TEL:0985-85-9842

FAX:0985-85-3101

Mail:medkikaku@med.miyazaki-u.ac.jp

#### <発信元>

企画総務部 総務広報課広報係

TEL:0985-58-7114

Mail:kouhou@of.miyazaki-u.ac.jp

## 高度救命救急センターの指定について

### 1 概要

本県には、三次救急医療施設（救命救急センター）が3箇所設置されているものの、特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な外傷や疾患等の診療を担う「高度救命救急センター」は設置されていない。

全国では高度救命救急センターの設置が進んでおり、36都道府県において50箇所が指定されている（令和7年1月1日現在）。九州では4県5箇所が指定されており、本県においても高度救命救急センターの指定について検討を進めているところである。

令和6年3月に策定した第8次宮崎県医療計画（救急医療）では、「高度救命救急センターの指定や地域バランスを考慮した救命救急センターの設置など第三次救急医療提供体制のさらなる充実に向けた検討等を実施する」としており、これに沿った対応となっている。

県内3か所ある救命救急センターのうち、宮崎大学医学部附属病院救命救急センターが「高度救命救急センター」の要件を満たしていると考えている。

#### （参考）

##### ○救命救急センター

重篤患者に対する高度な専門的医療を総合的に実施することを基本とし、原則、重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる医療機関（救急科専門医や概ね20床以上の救急専用病床の確保が必要）。

##### ○高度救命救急センター

特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な外傷や疾患（広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病）等の診療を担う救命救急センター。

### 2 宮崎大学医学部附属病院救命救急センターについて

#### (1) 救命救急センター指定日

平成24年4月1日

#### (2) 病床数

20床（ICU：4床、HCU：16床） ※病院全体：604床

#### (3) 医師・看護師数

専従医師16名（うち救急科専門医10名）、専従看護師45名

#### (4) その他

- 平成24年度の開所から10年以上が経過し、救急科専門医の人数は当初の倍以上に増加。県内各拠点病院への医師派遣も継続できており、また、ドクターヘリの運航により県全体の救急医療体制を支える存在となっている。
- 厚生労働省が行う救命救急センター充実段階評価においても、平成30年以降7年連続S評価を取得。

### 3 高度救命救急センターの指定要件について

高度救命救急センターについては、各都道府県において指定を行うことになっている。

厚生労働省の「救急医療対策事業実施要綱」に以下の規定があるため、これに基づき、指定要件を満たしているか確認を行った。

#### (1) 指定要件

要件	判定	備考
<b>高度救命救急センターの運営方針</b>		
特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な外傷や疾患等の診療を担うもの。	○	以下の整備基準にあるとおり、他の救命救急センターでは対応が困難な多発外傷や重症急性中毒、重症熱傷、指肢切断などの受入れ体制を確保できている。
<b>整備基準</b>		
<b>① 診療機能</b>		
広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有するもの	○	広範囲熱傷や特殊疾病患者にも対応可能な救急科専門医が常時勤務しており、特殊疾病の治療に可能な設備も有している。 広範囲熱傷については、皮膚科若しくは形成外科と連携して対応できる体制を取っており、指肢切断についても、形成外科と連携して再接着手術が可能な体制を整えている。
<b>② 人員体制</b>		
24 時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するもの。	○	専従医師 16 名(うち救急科専門医 10 名)と専従看護師 45 名を配置し、いずれも二交代制で 24 時間体制を確保している。
<b>ア 医師</b>		
常時高度救命救急医療に対応できる体制をとるもの。特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておくもの。	○	常時救命手術に対応できるよう、救命救急センター内に手術室を設置している。 また、専従医師の中に 1 名麻酔科専門医を確保しており、院内には 24 時間 365 日麻酔科医師が勤務している。
<b>イ 看護師等医療従事者</b>		
特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保すること。特に手術に必要な動員体制をあらかじめ考慮しておくもの。	○	専従看護師 45 名が二交代制で勤務する体制を整えている。 また、院内手術部からの看護師の応援体制も構築している。

要件	判定	備考
③ 設備		
高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるもの。	○	<p>重篤な救急患者に必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品を備えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショック状態にある重症外傷の止血手術等に対応可能な手術室と麻酔器を設置</li> <li>・重症急性中毒なども含めた重篤疾患に対する集中治療に必要な機器（例：循環動態モニター、人工呼吸器など）と設備を設置</li> <li>・重症熱傷の治療に必要な熱傷ベッドと、設置できるスペース等を確保</li> </ul>

(2) 指定の考え方

上記指定要件を全て満たしていることに加え、26 診療科を擁し、病院全体で救命救急医療センターをバックアップする体制が取れているとともに、それらの診療科の継続的な体制維持も見込まれるため、高度救命救急センターの指定は適切と考える。